３　措置を命じようとする事由
　１の建築物について、屋根が建物内部に崩落しそのまま放置すれば倒壊のおそれがあり、県道の幅員狭小部に面していることから、通行人等に対する危険性が懸念されるため。
４　措置の期限　令和７年６月15日
　期限までに所有者等による措置が行われない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行う。当該措置後、所有者等が確知された場合は、措置に要した費用を徴収する。
５　動産等の取扱い
　市長等が当該措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去・処分する。動産等について権利を主張しようとする者は、４の期限までに搬出し、７の問い合わせ先へ通知すること。
６　三豊市役所の掲示場への掲示
　この公告の内容は、三豊市公告式条例（平成18年１月１日条例第３号）第２条第２項に規定する掲示場に掲示する。
７　問い合わせ先
　三豊市建設部建築住宅課
　電話0875―73―3044

特定空家等の除却命令及び代執行に関する公告

　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第22条第10項の規定により次のとおり公告する。
　令和７年５月15日　三豊市長　山下　昭史
１　対象となる特定空家等
　所在地　香川県三豊市豊中町岡本1602番地４
　種　類　居宅
　構　造　木造瓦葺平屋建　約49.48㎡
２　所有者等に命じる必要な措置の内容
　１の建築物を除却すること。

会社その他の公告

解散公告

　当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和七年五月十五日
　北海道北見市無加川町三九六番地の二〇
　有限会社ビルドアップ
　清算人　西川　建夫

解散公告

　当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和七年五月十五日
　北海道帯広市東一条南九丁目三番地
　有限会社浅原栄陽堂
　清算人　吉田　克司

解散公告

　当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和七年五月十五日
　北海道帯広市大正町基線八九番地
　大正観光有限会社
　清算人　道見　誠一

解散公告

　当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和七年五月十五日
　秋田県秋田市将軍野東二丁目一三番三八号
　ルーラルシステム合資会社
　代表清算人　杉渕　友夫

解散公告

　当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和七年五月十五日
　福島県福島市五月町三番一一号
　株式会社あきたや
　代表清算人　石川　亮

解散公告

　当社は、令和七年四月十八日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和七年五月十五日
　福島県いわき市常磐下湯長谷町一町田七八番地の二五
　有限会社丸菱
　清算人　矢部　貴

解散公告

　当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和七年五月十五日
　茨城県水戸市南町三丁目三番三五号コワーキングスペース水戸
　有限会社サンクリエート
　清算人　城　吉雄

解散公告

　当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和七年五月十五日
　茨城県東茨城郡城里町大字石塚一四二三番地
　有限会社関印刷
　清算人　関　敏行

解散公告

　当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和七年五月十五日
　茨城県水戸市南町一丁目三番三六号志村ビル三Ｆ　株式会社宮井ホールディングス
　代表清算人　宮井　崇宏

解散公告

　当法人は、令和七年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和七年五月十五日
　群馬県桐生市織姫町二番五号
　特定非営利活動法人北関東産官学研究会
　清算人　中島俊太朗